「欠席・遅刻届」についてお知らせ

1 欠席・早退・遅刻

- 学校を欠席や遅刻する場合は、「欠席・遅刻届」を提出、早退の場合は連絡帳で連絡をしてください。
 - *「欠席•遅刻届」別紙
 - ○「欠席・遅刻届」の提出が間に合わなかった場合は、電話連絡で、7:50~
 - 8:10の間にお願いします。
 - ○遅刻・早退は必ず保護者(家族)が、教室または保健室まで送迎をしてください。

※ 忌引き

○親戚の葬儀等で学校を休まなくてはならないときは、欠席になりません。 忌引きの対象となる親族と日数は次の通りです。

父母・・・・・・5日以内

祖父母・・・・・3日以内

兄弟姉妹・・・・3日以内

おじ・おば・曾祖父母・・・1日以内

*なお、遠隔地の場合は、往復に必要な日数を加算することができます。

2 出席停止

〇学校感染症に罹った場合は、出席停止(欠席扱いにならないこと)になりますので、 診断されたら、速やかに学校へ連絡をお願いします。

医師から登校の許可が出ましたら、**保護者の方が「登校届」を記入し、登校する際学校** に提出してください。医師の診断書は必要ありません。

- *医師の診察を受け、治療と休養を十分とってください。
- *登校は保護者の判断でなく、医師の許可が出てからとなります。

学校感染症とは、学校保健安全法に定められた感染症

- 第1種 エボラ出血熱・ペスト・ラッサ熱・コレラ・腸チフス・ジフテリア・痘瘡・ 鳥インフルエンザなど
- 第2種 インフルエンザ・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・ 百日咳・麻疹(はしか)・風疹(三日ばしか)・咽頭結膜熱(プール熱)など
- 第3種 コレラ・腸管出血性大腸菌感染症(O-157)・急性出血性結膜炎 流行性角結膜炎(はやり目)・*その他の感染症など
 - *その他の感染症とは

感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・手足口病・帯状疱疹・ ウイルス性肝炎・ヘルパンギーナなど

※「登校届」「欠席・遅刻届」は毛野小のホームページからも印刷できます。